

宗像市景観まちづくりプラン

平成26年7月

福岡県宗像市

— 目次 —

第1章 宗像市景観まちづくりプランとは	1
1. 策定の背景・経緯	1
2. 国、県、周辺自治体の動向	3
3. プランの目的	4
4. プランの位置づけ	4
5. プランの期間	5
第2章 宗像市の景観特性と課題	6
1. 本市の景観特性	6
2. 景観に関する市民意識	16
3. 本市の景観課題	19
第3章 景観まちづくりの方向性	21
1. 景観まちづくりの目指す姿、基本方針	21
2. 本市の景観の将来像	22
第4章 景観まちづくりの推進	28
1. 景観まちづくりの進め方	28
2. 景観まちづくりの推進方策	29
3. 景観まちづくりの推進体制	31

第1章 宗像市景観まちづくりプランとは

1. 策定の背景・経緯

■ 「景観」「景観まちづくり」とは・・・

景観とは、人々が視覚で捉えている事象全体を指しますが、単に「目に見えるもの」を指すのではなく、そこで暮らす人々の営みやその地域の歴史・文化、音や匂いなど五感で感じるものを含め、「観る」という行為の背景にある全ての要因が一体となってつくり上げられています。そのため、その場所で生活する全ての人の現在・過去の行為が良くも悪くも景観に影響を与えています。

そのような景観を自分たちのまちの貴重な資源として認識し、市民・事業者・行政等が、協働して維持・保全・継承・改善・創出のために実施していく様々な取組みが「景観まちづくり」です。身近な景観を見つめ直すことは、地域の魅力や個性を再発見することにつながり、景観まちづくりを実践することは、その地域に誇りや愛着をもって暮らし、個性や魅力を内外に伝えるための手段となります。そのため、景観まちづくりの各種取組みは、まちの魅力を高め、個性ある住み良いまちの実現にとって非常に大きな役割を担っています。

この景観まちづくりを本市で進めることは、住宅都市としての価値の向上や、歴史・自然を活かした観光振興など、本市がこれまで積み上げてきたまちづくりに更なる光をもたらす可能性があると言えます。

■ 本市にとって景観まちづくりとは・・・

本市は、玄界灘や四塚連山を背景に釣川が貫流する自然景観、広大な住宅団地や国道3号及び旧国道3号沿道の市街地をはじめとする都市景観など、様々な景観要素でまちが彩られています。また、本市の景観は、まちの成り立ちや長年の歴史・文化にも大きく関わっており、その総体が本市を形づくっています。これらの要素が一つの市域の中で調和して存在していることが、本市の景観の特徴であり、本市の個性や魅力、豊かな生活環境の源となっています。

そのため、どの要素が一つ欠けても現在の生活の質は成り立たないと言え、その一つひとつの要素を市民一人ひとりが守り育てていくことが本市の景観まちづくりの本質だと考えます。

■ 本市における景観まちづくりの位置づけとは・・・

本市では、これまで策定した主要な計画において、景観まちづくりに関する施策を主要な施策として位置づけてきました。

平成19年度に策定した「宗像市都市計画マスタープラン」では、『①自然・歴史・住環境を守り育てる景観形成』、『②都市的な魅力を新たに創出する景観形成』、『③街なみに秩序をもたせ、個性を高める景観形成』の3つを都市景観形成の基本方針として掲げています。

また、平成21年度に策定した「第1次宗像市総合計画 後期基本計画」においては、良好な住宅都市の形成の取組み方針として「良好な景観の維持・保全」「都市景観のルールづくり」を明示しています。

■ 本市での景観まちづくりの経緯・・・

本市には、景観まちづくりの取組みが各地域で既に見られており、以前から高い意識を持って市民が景観を守り育ててきた歴史があります。

旧唐津街道沿いの原町では、「宗像市まちなみ景観形成規則」に基づいてまちづくり協定が結ばれ、唐津街道南郷協議会を中心に旧街道の歴史的な街なみを守る街なみの修景が実施されています。

自由ヶ丘や公園通りなどの住宅団地では、地区計画、建築協定に基づいた建物の建設が行われており、市民自らが作った共有のルールのもとで、景観に配慮した良好な居住空間が作り上げられています。

近年では、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録を推進するための市民組織として「宗像・沖ノ島世界遺産市民の会」が立ち上がっており、世界遺産の構成資産周辺の景観保全について、市民、事業者、行政が協働で活動を推進しています。

■ 一方で、既存のルールでの景観誘導の限界・・・

都市計画法に基づき用途地域が位置づけられている区域においては、建物の用途、建ぺい率、容積率などのルールが景観の保全にも寄与しています。しかし、地区計画等が定められている一部の地域を除き、建物の色彩、形態・意匠の規制はなく、景観を守るためのルールという観点においては、十分とは言えない面があります。

■ そのような中で、市民の景観まちづくりに対する意識は・・・

本市では平成 21 年度より、市民が市全体の景観について考え行動する機運を高めることを目的に、景観に関する啓発事業に取り組んできました。

この中で、平成 21 年度には「市内おすすめ景観」の募集、平成 22、23 年度には市民を対象とした「景観に関するアンケート調査」や景観をテーマとした「写真コンテスト」、「景観シンポジウム」、「景観ワークショップ」などを実施し、市民が身の周りの景観に意識や関心を持つ機会づくりを行いました。併せて、市民の景観への思いや、市民目線での景観資源や特性の洗い出しを行いました。

これら一連の啓発事業を通して、普段何気なく見過ごしている景観要素に気づき、魅力あるものとして顕在化させることで、そのような景観を大切にしていきたいという市民のニーズが明らかになってきました。

2. 国、県、周辺自治体の動向

■ 国では・・・

全国的に景観まちづくりの機運が高まってきた背景として、平成 15 年 7 月に策定された「美しい国づくり政策大綱」と、これに続いて制定された「景観法（平成 16 年 6 月公布、同年 12 月一部施行、平成 17 年 6 月全面施行）」の存在があります。景観法は、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現」を図ることを目的に制定され、それにより、法律に基づいて良好な景観形成に向けた取組みを各自治体で実施することが可能となりました。

■ 福岡県では・・・

福岡県では、景観法の制定前の平成 12 年 10 月に制定した「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、景観まちづくりの取組みが進められています。その中で「福岡県美しいまちづくり協議会」が中心となり、まちづくり団体・事業者・教育研究機関・行政などの立場の異なる主体がまちづくりの担い手として連携しながら、一人ひとりが身の回りの景観に気づき、守り育てる行動を促しています。

さらに、景観法制定後には、景観法に基づく広域的な景観形成のルールづくりのため、矢部川流域、筑後川流域、京築広域という県内の 3 つの広域エリアを対象に景観計画を策定しています。

■ 周辺都市では・・・

県内の各自治体においては、景観法に基づく景観計画の策定の動きが見られます。近隣の古賀市や福津市でも、今後の景観まちづくりの方向性を明示した計画づくりを行っているなど、良好な景観形成の実現に向けた動きが活発になっています。

■ 周辺都市における景観計画等の策定の動き

景観計画を策定済みの自治体	●福岡県（矢部川流域、筑後川流域、京築広域） ●北九州市 ●福岡市 ●久留米市 ●豊前市 ●八女市 ●太宰府市 ●うきは市 ●柳川市 ●大牟田市 ●中間市 ●福津市
景観に関連する計画を策定している自治体	●太宰府市（景観まちづくり計画） ●福津市（景観マスタープラン） ●古賀市（美しいまちづくりプラン） など

3. プランの目的

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものです。また、景観は日常生活の中に息づくものであり、市民一人ひとりの暮らしに密接に関係する市民全体の共有財産として、これからも守り育てていく必要があります。そのような景観を今後も守り育てていくためには、市民全体で共有できる景観まちづくりに関する方針を明示し、それを担保するルールづくりを行うことが重要です。

そこで、本市の景観まちづくりにおいて今後目指すべき姿やそれに向けての目標及び方針を総合的に定めるため、景観行政団体への移行及び景観計画の策定に先んじて、景観まちづくりのあり方の骨格を示す「宗像市景観まちづくりプラン」を策定します。

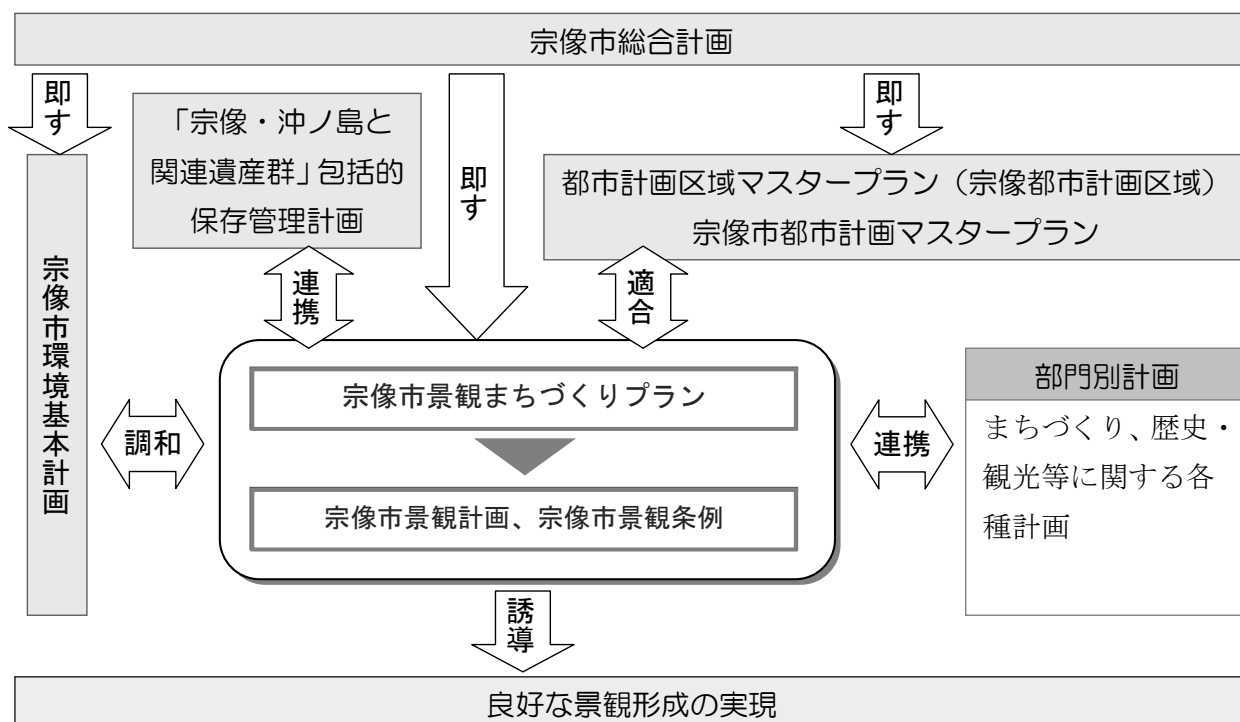
また、本プランが、市民の景観まちづくりの活動を応援するためのツールとして機能するように、市民全員の共通指針となることを目指します。

4. プランの位置づけ

本プランは、市の最上位計画である「宗像市総合計画」に即して計画を作成するとともに、「都市計画区域マスタープラン」や「宗像市都市計画マスタープラン」との適合、「宗像市環境基本計画」との調和を図ります。また、各コミュニティのまちづくりに関する計画や歴史・観光に関する計画等の個別計画とも連携を図ります。

また、本プランに即して景観法第 8 条第 1 項の規定に基づく景観計画を策定するとともに、同法及び景観計画の施行に関し必要な事項を定める景観条例を策定します。

■上位関連計画との関係性



5. プランの期間

プランの期間は、次期の「宗像市総合計画」と「宗像市都市計画マスタープラン」との整合を図り、平成 37 年 3 月までとし、10 年ごとに見直しを行います。

■プランの期間（他計画との比較）

<年度>		H26	H27	H36
景観まちづくりプラン	策定		計画期間	
景観計画	策定		計画期間	
総合計画	策定		計画期間	
都市計画マスタープラン	策定		計画期間	

景観まちづくりトピックス ～旧唐津街道 原町の街なみ修景事業

●活動のきっかけ、活動状況

※むなかたタウンプレス 2011 年 9 月 15 日号「シリーズ景観第 4 回」より抜粋

国道の抜け道となって渋滞が絶えない旧街道を、どうにかしたいという危機感から、取り組みを開始。唐津街道南郷協議会を中心に景観について勉強会を重ね、8 年かけてまちなみの修景事業に至り、現在は 34 人のメンバーで取り組む。

●まちなみの修景の効果

昔ながらの唐津街道の街なみとして注目されるようになり、通りを散策する人に加え、市外の団体などからの視察の問い合わせ、市内外から原町にお店を出したいという声が増加。景観に配慮した店舗ができたことで、まちの新たな魅力となっている。

●景観を守り、受け継いでいくために大切なこと、課題

九州大道芸まつりなど様々なまちづくり活動を通じて、地域のまちづくりの気運を高めてきたことがまちなみの修景にもつながっている。

景観を守り続けるためには、自分たちの独りよがりではなく、一歩下がって話し合うことから始め、地域の住民も行政も外部の専門家も一体となって取り組むことが必要。

原町の景観やこれまで続けてきた活動を次の世代にいかにつないでいくかが課題であり、長く熱くまちづくりを続けることが大切。



▲唐津街道での祇園祭

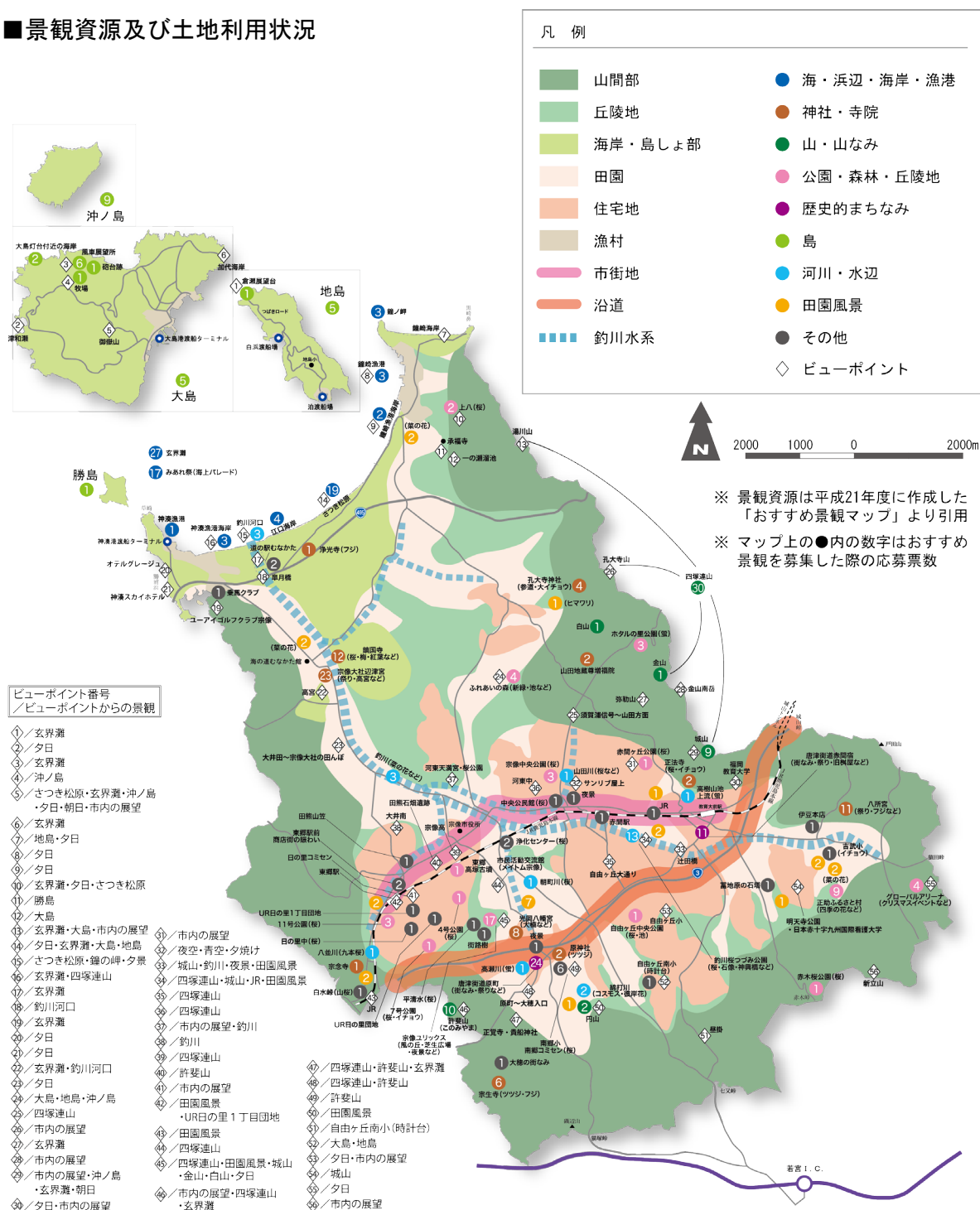
第2章 宗像市の景観特性と課題

1. 本市の景観特性

(1) 景観資源

本市は、北側の海岸部、山々に囲まれた内陸部の2つの要素から構成されており、景観特性もその2つに大きく分けられます。海岸部には、大島、地島などの島々、玄界灘を臨む海岸線が広がっており、自然や海の眺望を中心とした景観が形成されています。内陸部には、山間部の内側に丘陵地、田園地帯、住宅地、市を横断する幹線道路沿いに市街地が広がっており、生活の営みが感じられる市の骨格となる多様な景観が形成されています。

■景観資源及び土地利用状況



① 四塚連山をはじめとした山々の景観

市の周囲には、四塚連山をはじめとした山々が連なり、市を代表するランドマークになっていることに加え、市内を見下ろすビューポイントも数多く存在します。

山間部や丘陵地には、ホタルの里公園や正助ふるさと村、グローバルアリーナなどの市民が自然と触れ合える公園・緑地が整備されており、自然景観を構成する特徴的な要素となっています。

さらに丘陵地は、市街地や平野部から海辺・島しょ部や山間部へとゆるやかにつなぐ役割も担っており、市全域の景観につながりを生み出しています。



▲日の里コミセンから望む四塚連山

② 玄界灘と島々の景観

市の北側には、玄界灘が広がり、内陸部とは景観要素が異なり、海を中心とした自然景観が広がっています。

玄界灘に面した海岸線やさつき松原、大島、地島などの島しょ部の景観は、市の代表的な景観要素です。海を見渡す眺望や夕日、水と緑のコントラストなど、絵になる景観が広がっています。

大島は、玄界灘に浮かぶ福岡県下最大の島です。津和瀬や大島灯台、風車など海岸部を中心とした景観要素に加え、宗像大社中津宮や沖津宮遙拝所など歴史的要素も存在しており、自然と歴史が息づく景観が広がっています。

地島には、つばきロードや倉瀬灯台など、景観要素がいくつも存在する風光明媚な景観が広がっています。



▲大島御獄山展望台から望む玄界灘



▲大島砲台跡からの眺望

③ 釣川水系とその周辺の田園景観

市の中央には、海岸部と内陸部を結ぶ形で釣川水系が貫流しており、平野部に広がる水田や麦畑とともに、山間部や丘陵地とつながった景観をつくりだしています。このような田園景観は、季節ごとに色合いが異なり、同じ場所であっても多様な姿を見せます。

また、菜の花やひまわり、彼岸花など、田園とその周辺には季節によって様々な花が咲き、景観にさらなる彩りを加えています。



▲麦秋の赤間平野



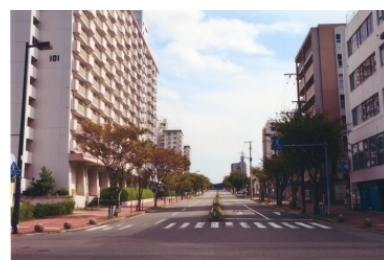
▲多礼橋付近の釣川

④ 緑に囲まれゆとりのある計画的住宅地の景観

本市には、福岡市と北九州市のベッドタウンとして、市街化区域に広範囲にわたって計画的に造成された住宅団地が広がっています。日の里や自由ヶ丘などの大規模住宅団地をはじめ、JR 鹿児島本線から南北に閑静な住宅地が広がっており、その中には地区計画を定めて、建物の形態や色、用途など景観形成に関わるルールづくりを行っている地域もあります。

また、市街化区域縁辺部に位置する公園通りでは建築協定が結ばれ、景観に配慮した魅力的な住宅地が形成されています。

さらに、住宅地内には自由ヶ丘中央公園など、緑豊かな公園も整備されており、市民の憩いの場として、重要な景観要素となっています。



▲日の里大通り

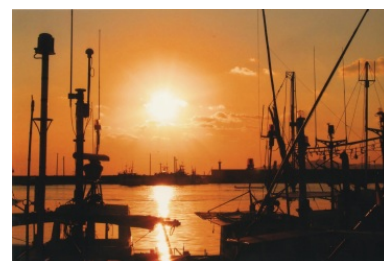


▲公園通り

⑤ 「海の道」の発着地点である漁村集落の景観

神湊、鐘崎、大島、地島には漁港が整備され、その周辺に漁村集落が広がっています。漁村集落は、海と共に育まれてきた生活や生業が根付いた景観であり、内陸部の集落とは異なる海辺の特徴的な景観要素です。

神湊や大島の渡船ターミナルは、「海の道※」の発着地点であり、海から見た眺望も大切な景観要素です。



▲鐘崎漁港の夕暮れ

※「海の道」とは・・・神湊と大島を結ぶフェリー航路及び、宗像から大島、沖ノ島を経由して朝鮮半島に至る古代海路（海北道中）のこと

⑥ 沿道に広がる市街地の景観

本市を横断する国道 3 号及び旧国道 3 号の沿道には、店舗や屋外広告物が数多く立地しています。

市街地は、旧国道 3 号を軸に赤間駅周辺を中心として東西に長く広がっており、JR3 駅周辺は本市の拠点としての役割を担っています。

国道 3 号沿道には、ロードサイド型をはじめとした商業施設が立地しており、商業中心の都市景観が広がっています。



▲赤間駅北口



▲国道 3 号の夕景

⑦ 宗像大社をはじめとした歴史遺産・文化遺産の景観

本市には、海の正倉院と呼ばれる沖ノ島や宗像大社（沖津宮、中津宮、辺津宮、沖津宮遙拝所）をはじめ、神社仏閣、遺跡が各地域に点在しており、様々な時代の歴史、文化が息づいています。

さらに、みあれ祭や田熊山笠など、その地域に根付いた伝統的な祭りが現存し、景観の重要な構成要素となっています。加えて、住宅団地や施設・公園で開催される祭りやイベントも景観に彩りを添えています。



▲宗像大社辺津宮



▲鎮国寺境内



▲田熊山笠



▲みあれ祭（海上神幸）



▲平等寺瀬戸遺跡

⑧ 旧唐津街道がつなぐ歴史的景観

市の南部には、旧唐津街道が横断しています。街道沿いに昔ながらの建築物が残る赤間宿や原町は、景観まちづくりを行う上で拠点となる場所です。

赤間宿は、筑前 21 宿の一つとして栄えた宿場町です。勝屋酒造をはじめ昔ながらの佇まいを残した建物が現存しています。

原町は、街なみの修景に取り組んでおり、歴史的な街なみ景観が保全されています。また、街道沿いで行われる九州大道芸まつりなどのイベントも、大切な景観要素となっています。



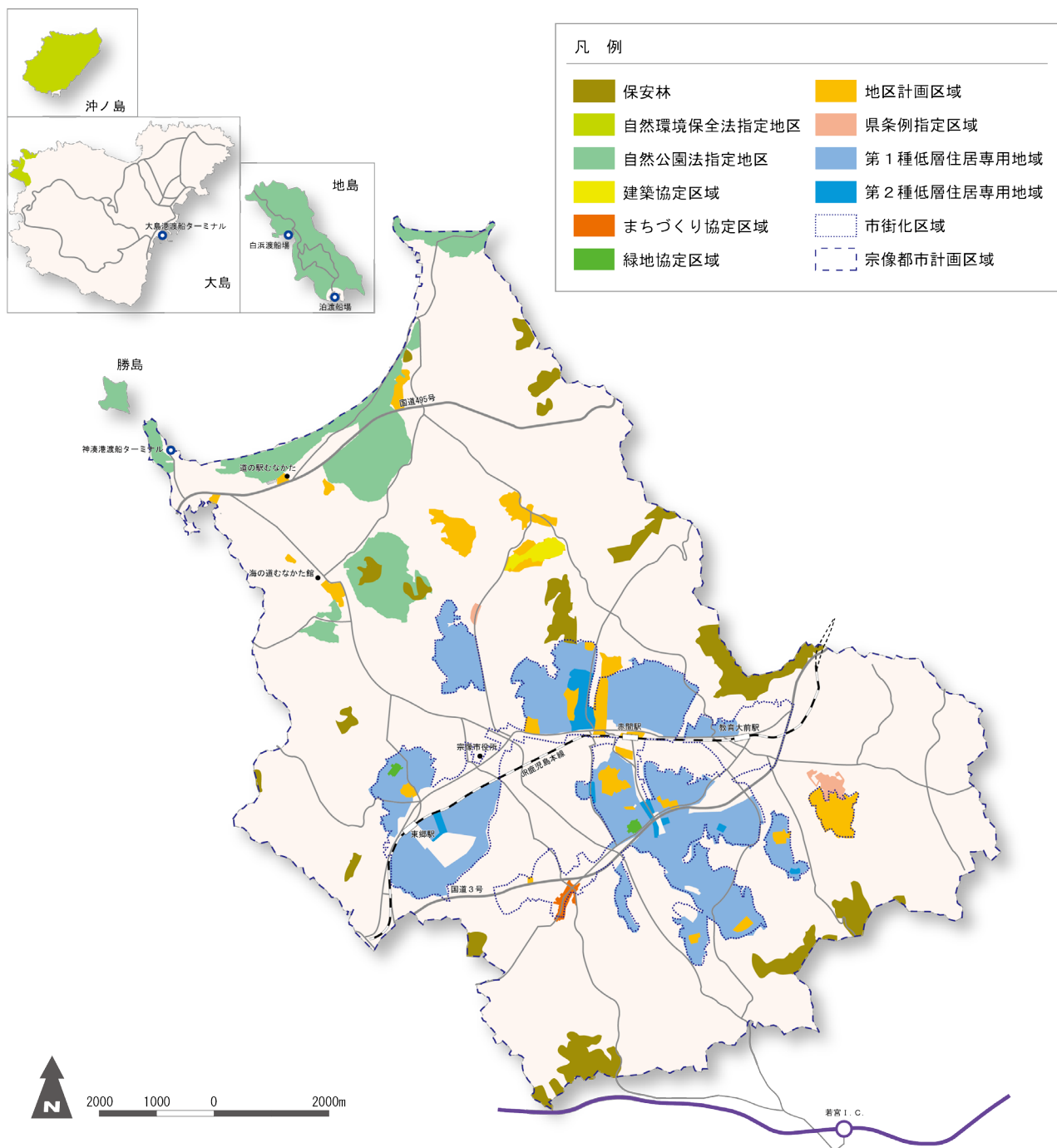
▲原町での九州大道芸まつり

(2) 関連する法律・条例による区域等の指定状況

本市では、本プランを策定する以前から都市計画法のほか各種法律・条例に基づき、住宅地等の街なみの形成に関するルールづくりや、景観において重要な要素である自然環境や歴史・文化を保全するための規制などが行われています。

これらの各種制度等による規制は、本市の景観形成において大きな役割を果たしており、今後の景観まちづくりの実践においてもベースとなるものです。

■各法律・条例等に基づく各種制度の指定状況



① 街なみの形成に関するルールづくり等の指定状況

宗像都市計画区域内においては、土地利用のすみわけを行うために、用途地域が設定されており、用途地域ごとに、建物の用途、建ぺい率、容積率などのルールが定められています。第1種、2種低層住居専用地域においては、建築物の高さの限度を10m、敷地面積の最低限度を200㎡に設定しています。

さらに、各地域の状況に合わせたきめ細かなルールをつくるために、「地区計画」という制度があります。地区計画では、地域のまちづくり組織で話し合いを重ね、住民の合意を得ることにより、地域ごとにルールをメニューの中から決定することができます。市内には地区計画を策定している地域が25地区存在し、地域ごとに設定されたルールが、景観の形成にとって大きな役割を担っています。

また、建築協定や緑地協定を定めている地域もあり、土地の分譲を受けたものが協定に従うという形で、街なみ形成に関するルールが定められています。

その他にも、県の条例や市の規則により、区域指定やまちづくり協定の締結が行われ、地区ごとに街なみ形成に関するルールが定められているケースがあります。

■各法律・条例等に基づく各種制度の指定状況（都市計画関係）

法律・条例	制度	本市での位置づけ	景観形成への効果
都市計画法	用途地域	宗像都市計画区域の市街化区域内	各地域の景観にふさわしくない用途等の建築物の立地防止
	地区計画	市内25地区で策定	景観を含めた各地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導
建築基準法	建築協定	公園通りで締結	法律に基づくルールの上乗せとして特定の地区の建築物に関する基準を設定
都市公園法	都市計画公園	都市計画区域内に設置	魅力ある景観要素となる公園整備
都市緑地法	緑地協定	市内2ヶ所で締結：アメニス自由ヶ丘、和歌美台の一部（どちらも第54条規定：宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うもの）	特定の地区におけるまとまった緑地の保全及び緑化の推進
福岡縣市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例	区域指定	市内2地区が指定（池浦地区、武丸・富地原地区）	市街化調整区域における低密度かつ小規模な緑豊かな開発の誘導
宗像市まちなみ景観形成規則	まちづくり協定	旧唐津街道 原町（南郷地区）で締結	街なみ修景の取組みを実施

② 自然環境、歴史・文化の保全のための指定状況

自然環境や森林、農地に関しては、現状保全を基本とした各種法律・条例に基づき規制事項が定められています。その規制により、山間部や田園地帯などの開発が抑制され、結果的に里山景観や豊かな山なみの保全にもつながっています。

また、歴史や文化に関しては、文化財保護法及び同法に基づく県、市の条例により、指定を受けた文化財そのものが失われないように保護されており、各地域の歴史・文化的景観の保全につながっています。平成16年の法改正の際には、重要文化的景観の選定についても法の中に位置づけられており、文化財行政と景観行政をつなぎ、景観を文化的にも価値があるものとして指定する動きも全国的に見られています。

■各法律・条例等に基づく各種制度の指定状況（自然環境、歴史・文化関係）

法律・条例	制度	本市での位置づけ	景観形成への効果
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	農振農用地、農振白地	景観要素である農地の保全、農地転用の防止
自然公園法	第1～3種特別地区（許可） 普通地区（届出）	自然公園内に設定（さつき松原、勝島、地島など）	土地の形状変更、工作物の新改増築、広告物の設置等の行為の規制
自然環境保全法	特別地区（許可） 普通地区（届出）	自然環境保全地域に指定（大島の一部、沖ノ島）	土地の形質変更、工作物の新改増築の行為の規制
森林法	保安林	市全域（主に山間部）に点在	景観要素である森林の伐採や開発の制限
文化財保護法 福岡県文化財保護条例 宗像市文化財保護条例	国、県、市指定文化財	建造物、記念物、民俗文化財等	景観要素である文化財の保全

③ 屋外広告物に関する規制状況

本市では、現在、福岡県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の設置行為の規制が行われており、広告物の種類ごとに定められた規格を満たしたものでなければ、設置が認められていません。規格を満たしたものであっても、常時または一定期間継続して屋外かつ公衆に設置する看板、立看板、はり紙、及びはり札、広告塔、広告板等に関してはすべて届出対象となり、設置にあたっては市への許可申請が必要です。

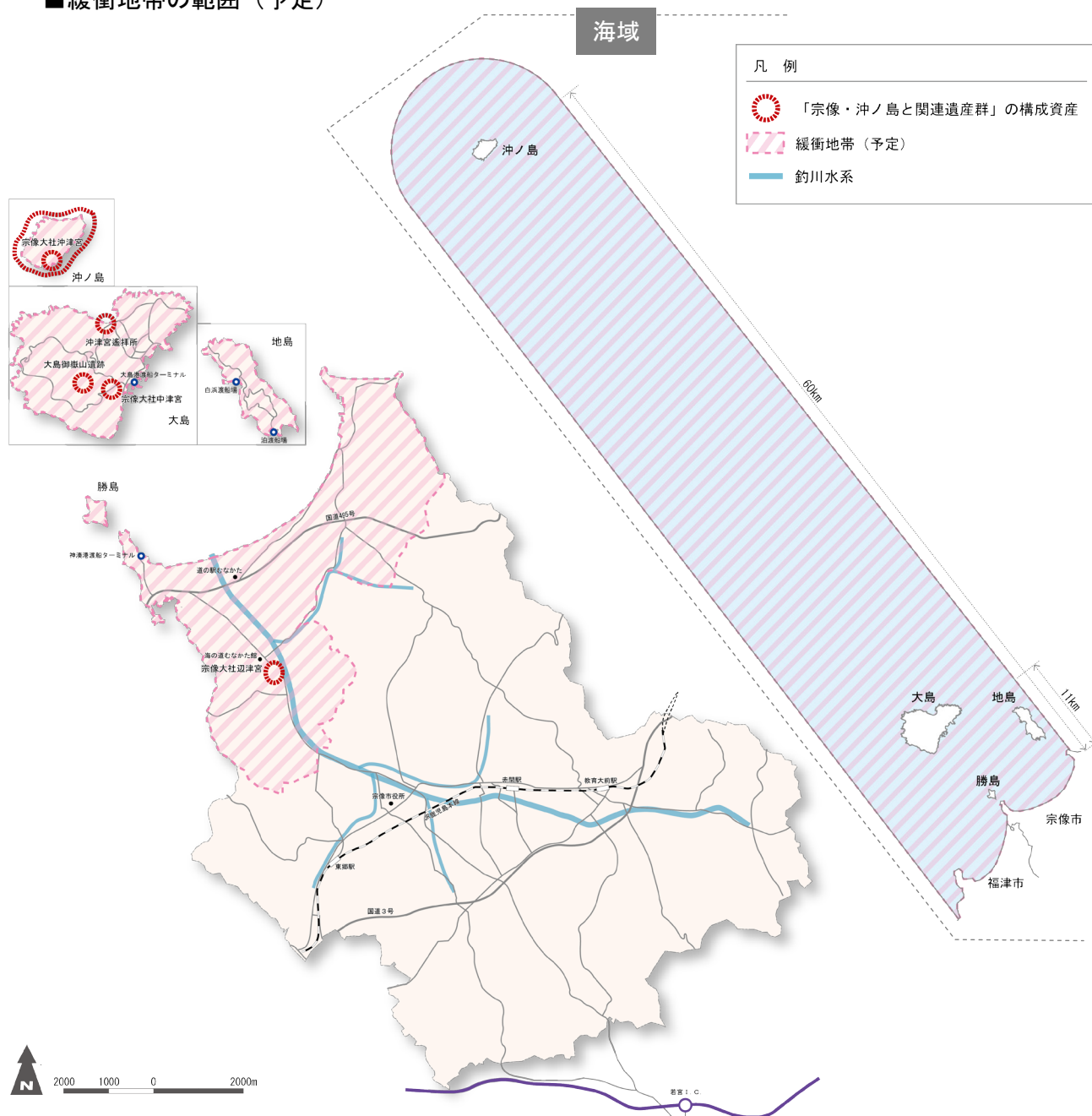
市全域が対象区域であるため、広くゆるやかに規制がかかっており、周囲の景観を阻害しないように一定の基準が設けられている状況です。

(3)「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産登録の取組み状況

本市では、平成21年1月に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の世界遺産暫定リストに記載されたことを受け、福岡県、福津市と共同で「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議を設置し、世界遺産登録に向けて官民一体となった取組みを行っています。

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産には、本市にある沖ノ島や宗像大社が含まれており、その資産を適切に保全するための範囲として緩衝地帯が設定されています。緩衝地帯は、陸地だけでなく海域にも広く設定されています。この緩衝地帯の環境を維持するためには、法的又は慣習的手法による規制が必要であるとされており、景観形成のルールづくりは非常に重要な要素です。そのため、緩衝地帯を景観法に基づく景観計画に位置づけ、景観条例と合わせて法的根拠を持った規制を行い、適切に保全する必要があります。

■緩衝地帯の範囲（予定）



(4) 市民活動団体等の景観に関連する活動状況

本市における景観まちづくりは、旧唐津街道の原町での街なみの修景事業や、住宅地におけるまちのルールづくりなどをはじめとして、各地域で進められています。

また、景観まちづくり活動の種類は、清掃活動、花植え、緑化、建物・看板の景観配慮、歴史的建物の保存・公開、祭りの継承、魅力的な景観の紹介・ガイド、教育など、多岐に渡ることが特徴です。

本市では市民活動が盛んであり、景観を守ることが主目的でない取組みであったとしても、結果として各地域の景観保全につながっている活動も多く見られます。そのため、今後景観まちづくりを展開していく上で非常にポテンシャルが高い地域であると言えます。

① 街なみ保全に関する活動

街なみ保全に関しては、唐津街道南郷協議会を中心とした旧唐津街道原町での街なみの修景事業に加え、平成 19 年に「ちょっとよりみち唐津街道むなかた」が九州風景街道に登録されたことにより、街なみと調和した灯籠、案内看板等の設置など、赤間宿を含め街道沿いの取組みがさらに盛んになっています。

また、平成 24 年に創設された第 1 回福岡県屋外広告景観賞を赤間宿に立地する勝屋酒造の看板が受賞しており、景観要素である屋外広告物の分野でも評価を受けています。

さらに、NPO 法人文化財保存工学研究室により、ザビエル記念聖堂の移築をはじめとした、文化財建造物や歴史的街なみの保存・活用に関する調査・指導・普及活動が行われています。



▲勝屋酒造の外観



▲移築されたザビエル記念聖堂

② 自然環境保全に関する活動

自然環境保全に関しては、さつき松原や釣川、四塚連山など、市の代表的な自然景観を保全する取組みが行われています。

城山、新立山、白山城址の登山道や自由の森遊歩道においても、自然環境の保全や各種整備が行われており、森林景観の保全につながっています。

また、クリーンアップむなかたを中心に各地域で清掃活動が実施されており、身の回りの景観の良好な状態を維持するために大きな役割を果たしています。



▲さつき松原での清掃活動

③ 歴史・文化継承に関する活動

歴史・文化継承に関しては、宗像・沖ノ島世界遺産市民の会による「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録の推進をはじめ、各地域の歴史・文化の継承、祭りやイベントの実施継続など、市内の歴史・文化的景観を保全する活動を実施しています。

また、海の道むなかた館における本市の歴史の展示案内や、市民に身近な歴史について学ぶ場を提供する活動なども行われており、過去から未来へ本市の歴史・文化等を子どもたちにつないでいく取り組みも進められています。



▲みあれ祭（陸上神幸）

④ 観光・交流、情報発信に関する活動

景観まちづくりは、観光・交流におけるまちの魅力づくりと関係する要素です。宗像よしただけ山村興し協議会による正助ふるさと村・グローバルアリーナと連携した着地型観光の取り組みや、吉武や赤間宿等での歴史観光のボランティアガイドの取り組みは、本市の景観の魅力を市外の人に伝えるという意味で景観まちづくりの一端を担っています。



▲赤間宿でのボランティアガイド

■市民活動団体等における景観まちづくりの状況

活動分類	主な取り組み
街なみ保全	- 旧唐津街道原町での街なみの修景事業（唐津街道南郷協議会） - 文化財建造物及び歴史的街なみの保存・活用に関する調査・指導・普及活動（NPO 法人文化財保存工学研究室） - 第1回福岡県屋外広告景観賞「屋外広告景観賞」受賞（勝屋酒造） - 九州風景街道「ちょっとよりみち唐津街道むなかた」の取り組み（唐津街道むなかた推進協議会）など
自然環境保全	- 釣川河口海岸の清掃活動（クリーンアップむなかた、釣川クリーン作戦実行委員会） - 釣川河口において、海の安全監視業務、マリンスポーツの推進（宗像ライフセービングクラブ） - 城山、新立山、白山城址の自然環境保全、登山道の整備など（城山、新立山、白山城址を守る会） - 自由の森遊歩道の整備・充実並びに景観改善を図るための活動（自由の森遊歩道を守る会） - カノコユリが市の花であることの啓発・普及（むなかた「水と緑の会」） - 竹林整備、里山保全（NPO 法人宗像里山の会） - さつき松原の保全（さつき松原管理運営協議会）など
歴史・文化継承	- 旧唐津街道赤間宿の歴史継承（赤馬塾） - 赤間地区における夢灯籠まつりの実施（夢灯籠まつり実行委員会） 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録の推進（宗像・沖ノ島世界遺産市民の会） - 市民に身近な歴史について学ぶ場を提供（むなかた歴史を学ぼう会） - 海の道むなかた館において、展示の案内や体験学習（地域学芸員）など
観光・交流、情報発信	- 歴史観光のボランティアガイド、ガイドの育成（宗像歴史観光ボランティアの会、吉武歴史観光ボランティアの会、赤間宿観光ボランティアガイド） - 正助ふるさと村・グローバルアリーナと連携した着地型観光の推進（宗像よしただけ山村興し協議会）など

2. 景観に関する市民意識

(1) 調査の概要

市民の景観に対する意見・要望や現状・課題などを把握し、景観施策の方向性の検討を行うための資料とすることを目的として、平成 23 年度にアンケート調査を実施しました。

■調査概要

調査対象	18 歳以上の市民から 2,000 人をコミュニティ・性別・年齢層のバランスを考慮し、無作為に抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 23 年 6 月 3 日～6 月 17 日にかけて実施
回答数	783 人
回収率	39.2%

(2) 主な調査結果

アンケート調査では、景観に対する市民ニーズとして主に以下のことが明らかになりました。

【①本市の景観評価】

- 市民の景観に対する満足度は高い
- 特に歴史・文化的景観、自然景観の満足度が高い

【②本市の景観まちづくりのテーマ】

- 歴史・文化的景観を大切に感じている市民が多く、歴史・文化を活かした景観まちづくりが望まれている

【③本市の景観まちづくりの手法】

- 自宅周辺の清掃、緑化など個人単位での景観づくりは盛ん
- 地域の緑の手入れや清掃、地域の景観づくりに関する話し合いへの参加意向が高い
(地域単位で景観づくりへの展開の可能性)
- 景観に関する情報提供を行政に望む声が多い
(景観について知りたいという市民ニーズ)
- 景観づくりのルールや規制については、受け入れる姿勢を示している人が多い
- 特に「建物の高さに関するルール」に寛容な人が多い

① 本市の景観評価

本市の景観全般について満足度が高く、全体の約7割の人が満足しています。

景観の要素別に見ると、神社、寺院など歴史・文化的景観の満足度が最も高く、次いで、海、山、田園、夕日・夜空といった自然景観の満足度が高い状況が見られます。

商業地の景観に関しては、他の景観要素より満足度が低く中間評価ですが、全ての景観要素において不満を感じている人は少ないと言えます。

■景観の満足度（加重平均値※）



※加重平均値とは

満足：2点
まあ満足：1点
どちらともいえない：0点
やや不満：-1点
不満：-2点

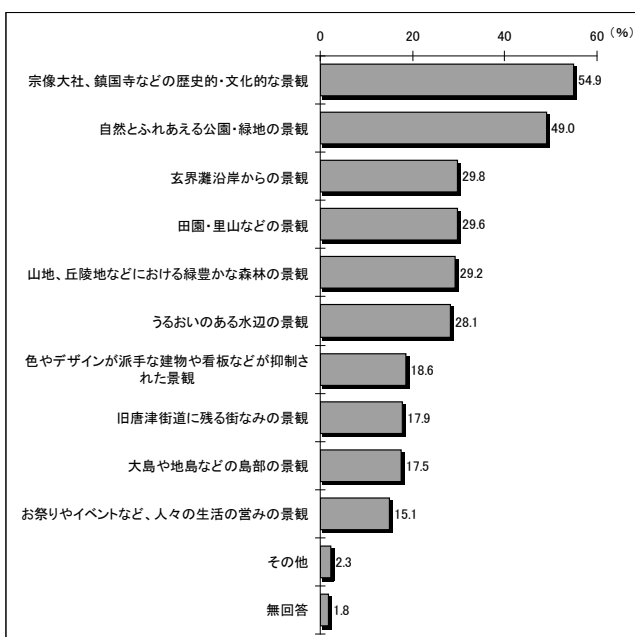
左記の点数に各選択肢の回答数を掛け、それらを合計し、全体の回答数で割り戻して「加重平均値」を算出

② 本市の景観まちづくりのテーマ

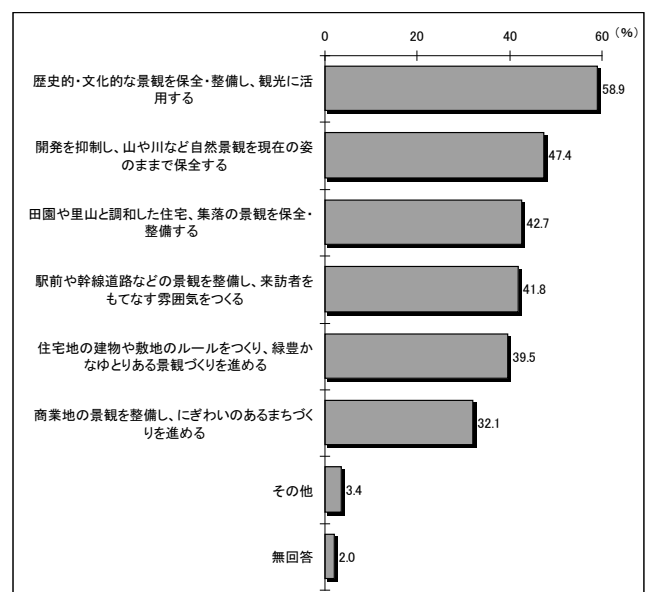
大切にしたい景観としては、「宗像大社や、鎮国寺などの歴史的・文化的な景観」を挙げる人が多く、宗像市らしい景観づくりに向けて大切なこととしては、「歴史的・文化的な景観を保全・整備し、観光に活用する」ことを挙げる人が多く見られます。

市民にとっては、歴史・文化の景観要素としての重要性が高いと言え、今後の景観まちづくりにおいてもそれを活用した取組みを進めていくことが望まれています。

■大切にしたい景観



■宗像市らしい景観づくりに向けて大切なこと



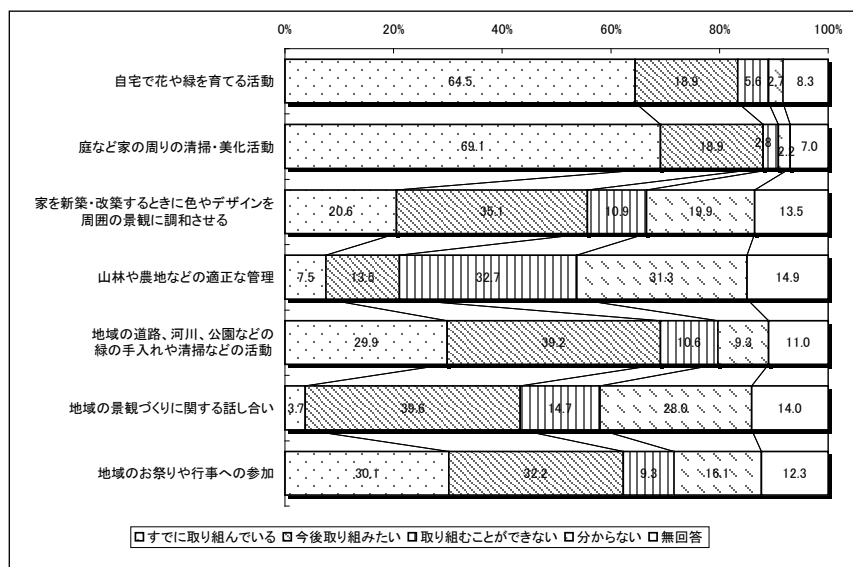
③ 本市の景観まちづくりの手法

「庭など家の周りの清掃・美化活動」や「自宅で花や緑を育てる活動」に関しては、既に取り組んでいる人が多く、個人単位での景観づくりは盛んです。今後取り組みたいこととしては、地域の緑の手入れや清掃、地域の景観づくりに関する話し合いに参加意向を示している人が多く見られ、地域単位で景観づくりへの展開の可能性があると言えます。

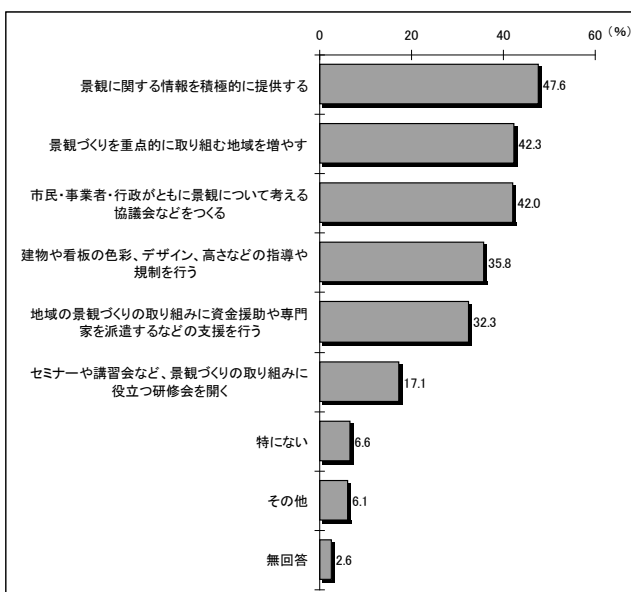
本市の景観づくりのために、行政が取り組むべきこととしては、景観に関する情報を積極的に提供することを望む声が多く、景観について知りたいという市民ニーズが高いと言えます。

自分が住んでいる地域の景観づくりを進めるために許容できるルールや規制に関しては、「ルールを設けるべきではない」と考えている人は約2割にとどまり、多くの人は景観づくりのために何らかのルールや規制を受け入れる姿勢を示しています。ルールや規制の中でも「建物の高さに関するルール」に寛容な人が多く見られます。

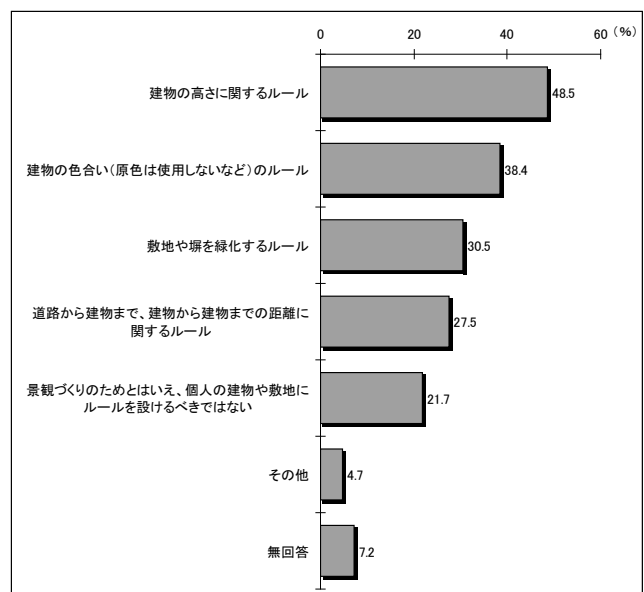
■より良い景観づくりへの参加・協力意向



■景観づくりのために行政が取り組むべきこと



■景観づくりのために許容できるルールや規制



3. 本市の景観課題

本市の景観特性を踏まえ、景観課題を以下の通り示します。

課題① 地域特性を活かした景観の創出が必要

◆ 地域特性に基づく景観まちづくりの方向性の明確化と共有が必要

本市は、北側の海岸部とそれを囲む山々の 2 つの要素を背景に豊富な景観資源を有し、市民の景観の満足度からみても、比較的良好な景観が保たれていると言えます。一部の地域では地区計画や建築協定が結ばれ、市民が主体的に独自のまちづくりのルールを定め、景観を保全している事例も見られます。

しかし、その一方で、市域内に様々な景観要素が存在しているため、各地域が抱える景観における課題やその解決方策が異なり、全地域、同じ方策で景観まちづくりを進めれば良いと一概に言えない状況です。

そのため、各地域の景観特性を見出し、景観まちづくりの方向性を定め、それぞれの地域に合った方策で景観を守り育てていくとともに、それを市全体で共有することが必要です。

◆ 特に歴史・文化的景観を活かした景観まちづくりの検討が必要

本市は、古くからの信仰の歴史があり、宗像大社をはじめとした神社仏閣や、大島、沖ノ島を経由して朝鮮半島に至る「海北道中」などを中心に、歴史・文化的景観が形成されてきました。市民アンケート調査においても、満足度が高く、大切にしたい景観としてあげられているのが歴史・文化的景観です。

しかし、市全体を見ると、歴史的な建造物や地域に伝わる伝統芸能等の維持が難しくなり、これまでの歴史の中で失われてしまったものも見られます。

景観まちづくりの展開としても歴史・文化を活用するとともに、各地域の歴史・文化を掘り下げて学ぶ取組みの中で、本市のまちの成り立ちに目を向けることが必要です。

課題② 地域間、要素間の景観のつながりが必要

市全域の景観まちづくりを検討する上で、各地域の個別の景観資源・要素を保全するだけでなく、景観資源・要素をつないで連続性や一体感を生み出すことが不可欠です。しかし、本市では景観資源が多岐に渡ることもあり、景観につながりを生み出す歴史的な背景や自然条件はあるものの、それを十分に活かし切れていない状況が見られます。

本市において、景観資源・要素が連続した景観を生み出すためには、釣川水系を中心とした海・山・川のネットワークや、歴史・文化のストーリーと組み合わせて景観まちづくりを展開するなど、景観上のつながりを浮かび上がらせていくことが必要です。

また、宗像大社と鎮国寺、唐津街道原町と唐津街道赤間宿のように、歴史的背景としてのつながりを有する資源に関しては、ハード面だけでなく、ソフト面の取組みも必要です。

課題③ 良好な景観を守るための市民参画の仕組みが必要

◆ 景観に関する市民活動の支援が必要

本市は、原町の街なみ修景や一部の住宅地・市街地での地区計画の策定など、これまでに市民による様々な景観まちづくりの取組みが積み上げられ、現在に至っています。市民アンケート調査結果によると、地域全体で景観を守り育てる取組みや、地域の景観を知る、考えることへの市民ニーズも高く、今後の景観まちづくりの展開が期待されます。

しかし、現在の景観まちづくりの取組みは、身の回りの住環境や特定の地域に限られているものもあり、人や地域によって取組みの形は様々です。

市全体で良好な景観を守っていくためには、市民（コミュニティ、市民活動団体）・事業者・行政等の多様な主体が担い手として協働で景観まちづくりを行うことが大切です。

また、市全体の景観を考え、個別の景観資源・要素の連続性を生み出すためには、景観を守り育てる市民や事業者、地域間の連携が重要であり、連携について話し合う場づくりや、各活動を支えるための行政支援も必要です。

◆ 市民が景観に目を向ける仕掛けが必要

景観まちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが景観資源の価値や、その場所にその景観が存在していることの意味や重要性を理解し、それを市民全体で共有することが大切です。市民アンケート結果でも、景観に関する情報を知りたいという市民ニーズが明らかになっており、情報提供により市民の景観への関心が高まる可能性があります。

本市では、平成 21 年度から実施している景観に関する啓発事業をはじめ、市民が景観に目を向ける取組みを行ってきています。それを一過性のものに留めるのではなく、継続して実施し、景観まちづくりの裾野を広げていくことが大切です。

また、市民が主体的に景観まちづくりに参画できるような環境をつくり、誰もが良好な景観を守る一員としてあらゆる形で関わることができる仕掛けづくりも必要です。

第3章 景観まちづくりの方向性

1. 景観まちづくりの目指す姿、基本方針

(1) 景観まちづくりの目指す姿

本市の景観特性を踏まえ、景観まちづくりの実践にあたっては、市民参加のもと、個別の景観要素の魅力向上と全体のつながりの中での魅力向上の両輪で取り組む必要があります。

そこで、以下の理念を本市の景観まちづくりの目指す姿として掲げます。

**海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を
市民全員で守り育てる**

(2) 景観まちづくりの基本方針

本市の景観課題に対応するために、以下の3つの方針を掲げ、景観まちづくりを実践します。

方針① 地域特性に応じた景観まちづくり

本市は海岸部から山間部まで、また過去から現代まで景観要素が多岐にわたり、地域によって土地利用の状況も異なるため、求められる景観まちづくりの方策は様々です。そのため、各地域の景観特性に応じて目指すべき姿を明確にした上で、方針立てを行い、その方針に基づき景観まちづくりを実践します。

このように、景観要素の魅力をそれぞれの地域特性に応じて高め、その魅力を市民全員で積み上げるにより、良好な景観形成の実現を図ります。

方針② 「つながり」を大切にした景観まちづくり

市内の各地域の魅力を個別に高めるだけでなく、地域間、景観資源間に「つながり」を形成し、市全域として魅力を高める景観まちづくりを実践するため、主要な「景観軸」を定め、軸上の周囲との調和を図り、市内の景観全体に連続性を持たせます。

また、本市には「宗像大社三宮（沖津宮、中津宮、辺津宮）の軸線」や「旧唐津街道」のように、「つながり」の中で形成してきた歴史があることから、視覚的なものだけでなく、その背景にある「歴史上のつながり」を意識し、景観まちづくりを実践します。

方針③ 市民が主体となった景観まちづくり

各地域の景観まちづくりは、その地域の住民が主体的に実践することで成り立つものです。これまで実施してきた景観に関する啓発の取組みを踏まえ、市民の意識やモチベーションを高めるような事業を継続するとともに、市民が主体となって実践する景観まちづくりを行政が後押しする仕組みづくりを行います。

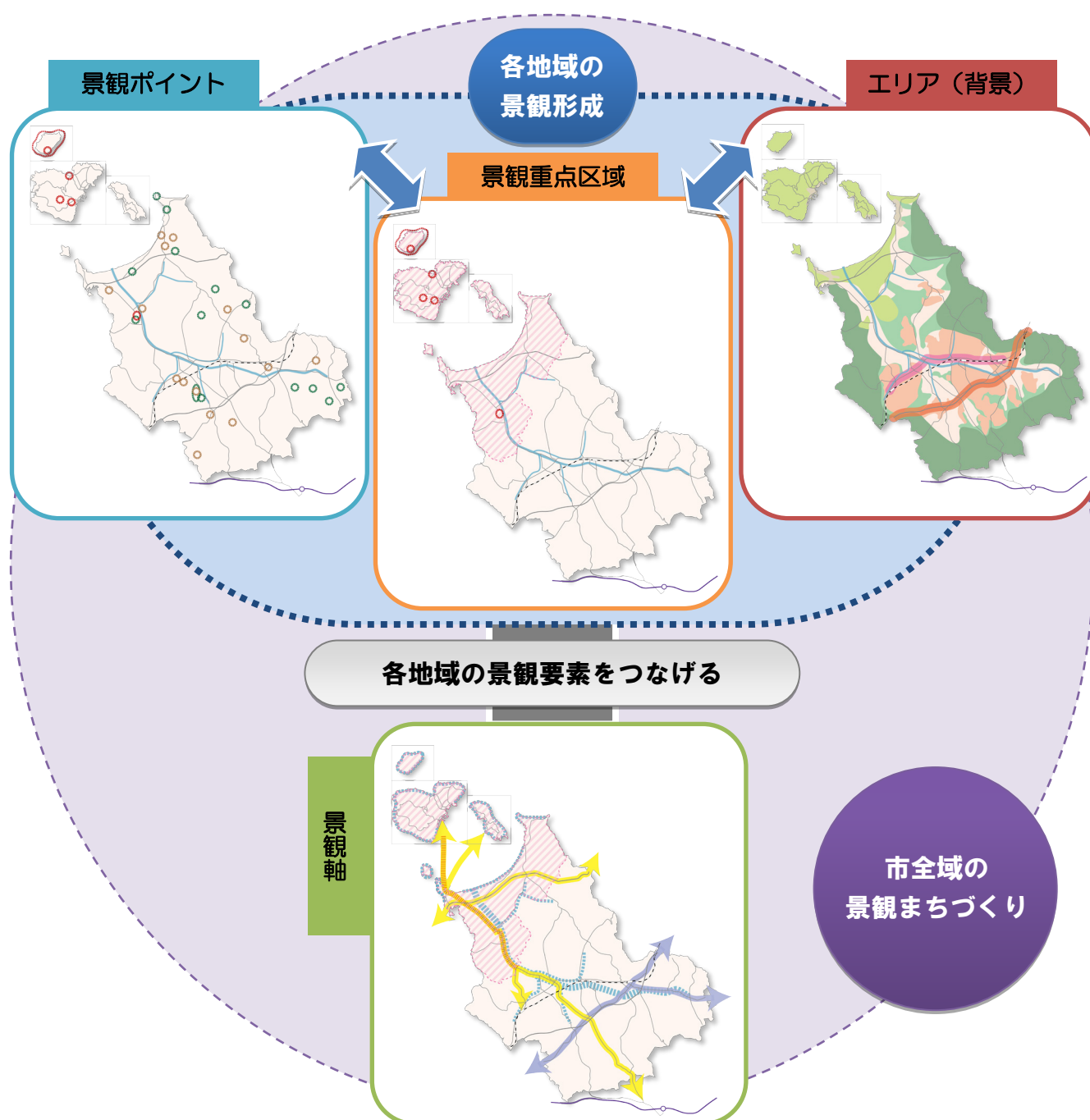
また、本市の景観について語ることができる市民を増やすため、積極的な情報提供や学習の場づくりを行うなど、景観資源の価値や存在意義の市内外へのPRを図ります。

2. 本市の景観の将来像

本市の景観を形づくる背景として、現在の土地利用状況（6 ページ参照）に基づき 8 つのエリア（①山間部、②丘陵地、③海岸・島しょ部、④田園、⑤住宅地、⑥漁村、⑦市街地、⑧沿道）を位置づけ、各エリアそれぞれの特性に応じた景観形成を行います。

また、重要な景観要素として 3 つの景観ポイント（①重要歴史ポイント、②歴史ポイント、③緑ポイント）を位置づけるとともに、重要歴史ポイントに関してはその周辺に広がる緩衝地帯を景観重点区域として位置づけ、各ポイント及びその周辺の景観を保全します。

さらに、3 つの景観軸（①島しょ部を含めた海岸線や釣川水系を中心とした海岸・河川軸、②若宮インターチェンジや東郷駅から神湊、大島、地島を結ぶ歴史・観光軸、③旧唐津街道沿いの地域をつなぐ街道軸）を位置づけます。それにより、各エリアや景観ポイントをつなげ、市全域で一体感のある景観まちづくりを実践します。



重要な景観要素である歴史・文化資源が息づくまち

重要歴史ポイント

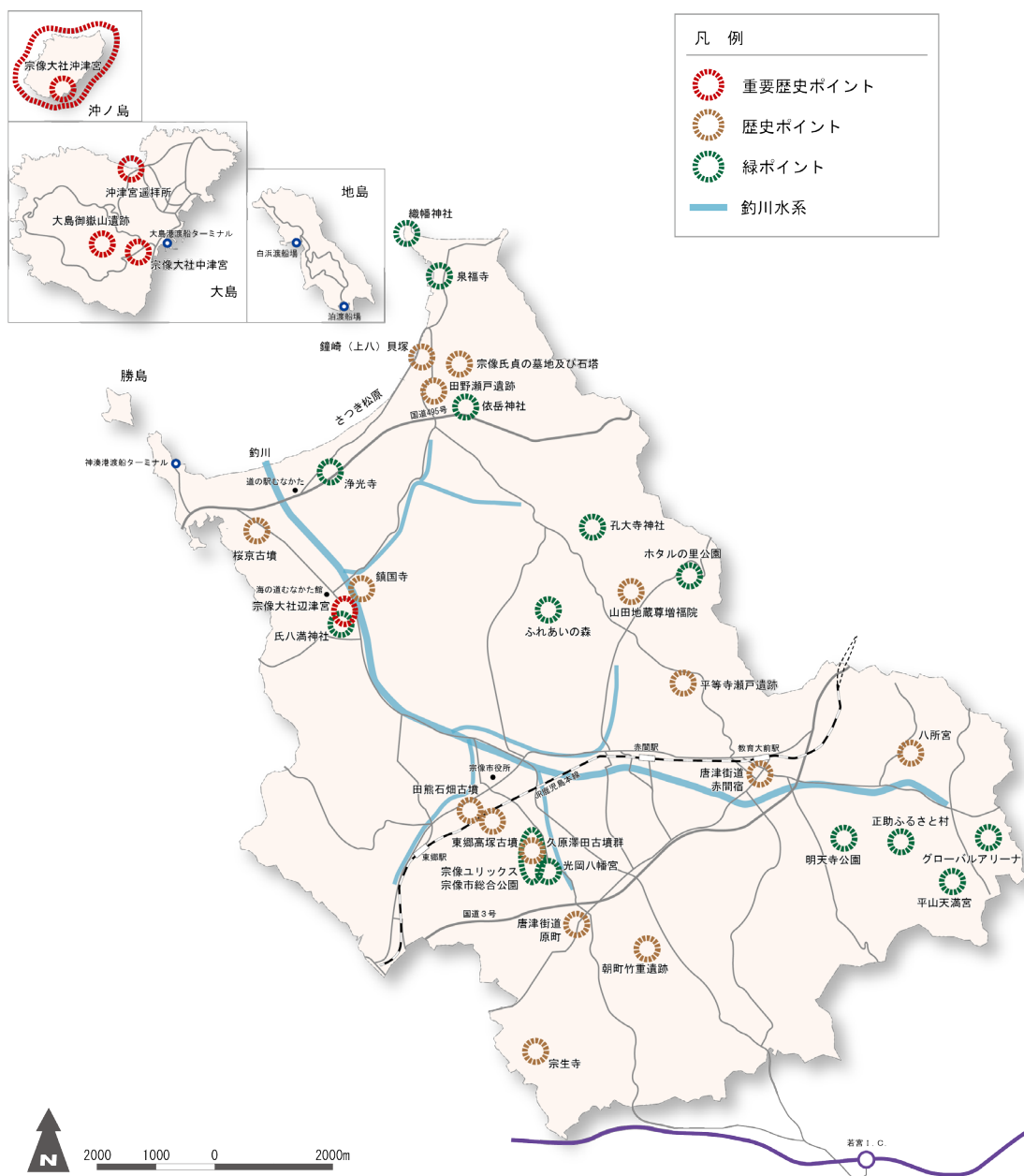
歴史ポイント

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産を重要歴史ポイント、構成資産以外の各地域に点在している神社仏閣や旧唐津街道をはじめとした歴史・文化資源を歴史ポイントとして位置づけ、その景観価値が損なわれないように配慮し、歴史・文化的な景観が息づくまちを目指します。

景観形成上重要な緑地やシンボルとなる樹木が育まれるまち

緑ポイント

市民の憩いの場となる公園・緑地や、天然記念物となっている樹木等を緑ポイントとして位置づけ、その周辺を含めた自然景観と調和したまちを目指します。



■ 海岸部から山間部にかけて連続性と一体性のある自然景観が息づくまち

山間部

丘陵地

海岸・島しょ部

田園

漁村

海岸部から山間部にかけて、釣川水系を中心に田園、里山、森林を保全し、連続性と一体性のある景観の形成を図るとともに、海岸沿いや島しょ部、漁村など、海に面したエリアに関しては、海岸部の景観特性に配慮し、自然景観が息づくまちを目指します。

■ 魅力的な沿道景観が形成されるまち

市街地

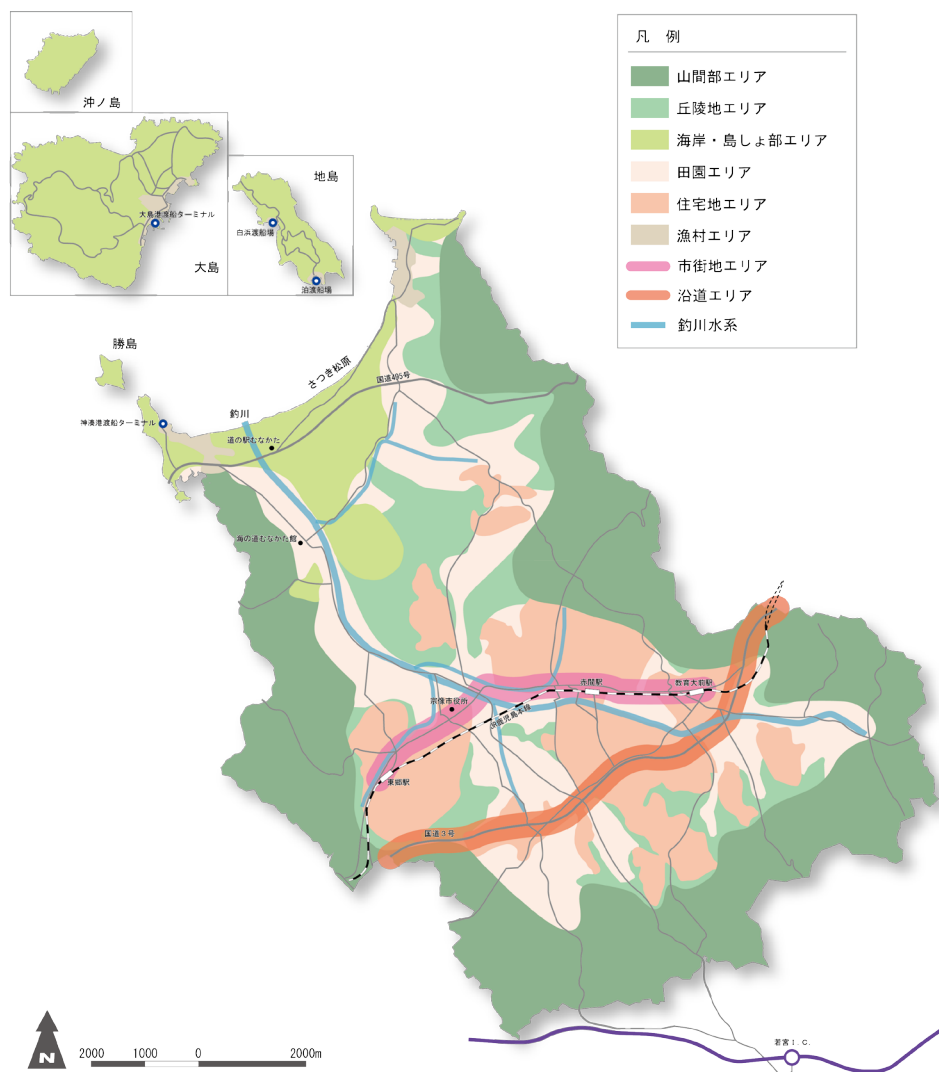
沿道

赤間駅を中心に東郷駅から教育大前駅にかけて、旧国道3号沿いの市街地は、本市の玄関口、観光・交流における来訪者の導線としてふさわしい沿道景観の形成を図るとともに、沿道型の商業施設が広がる国道3号沿いについては、立地する建築物や屋外広告物等が周囲の景観と調和するよう誘導し、魅力的で賑わいのある沿道景観が形成されるまちを目指します。

■ 市民主体の景観づくりにより質の高い住宅地景観が広がるまち

住宅地

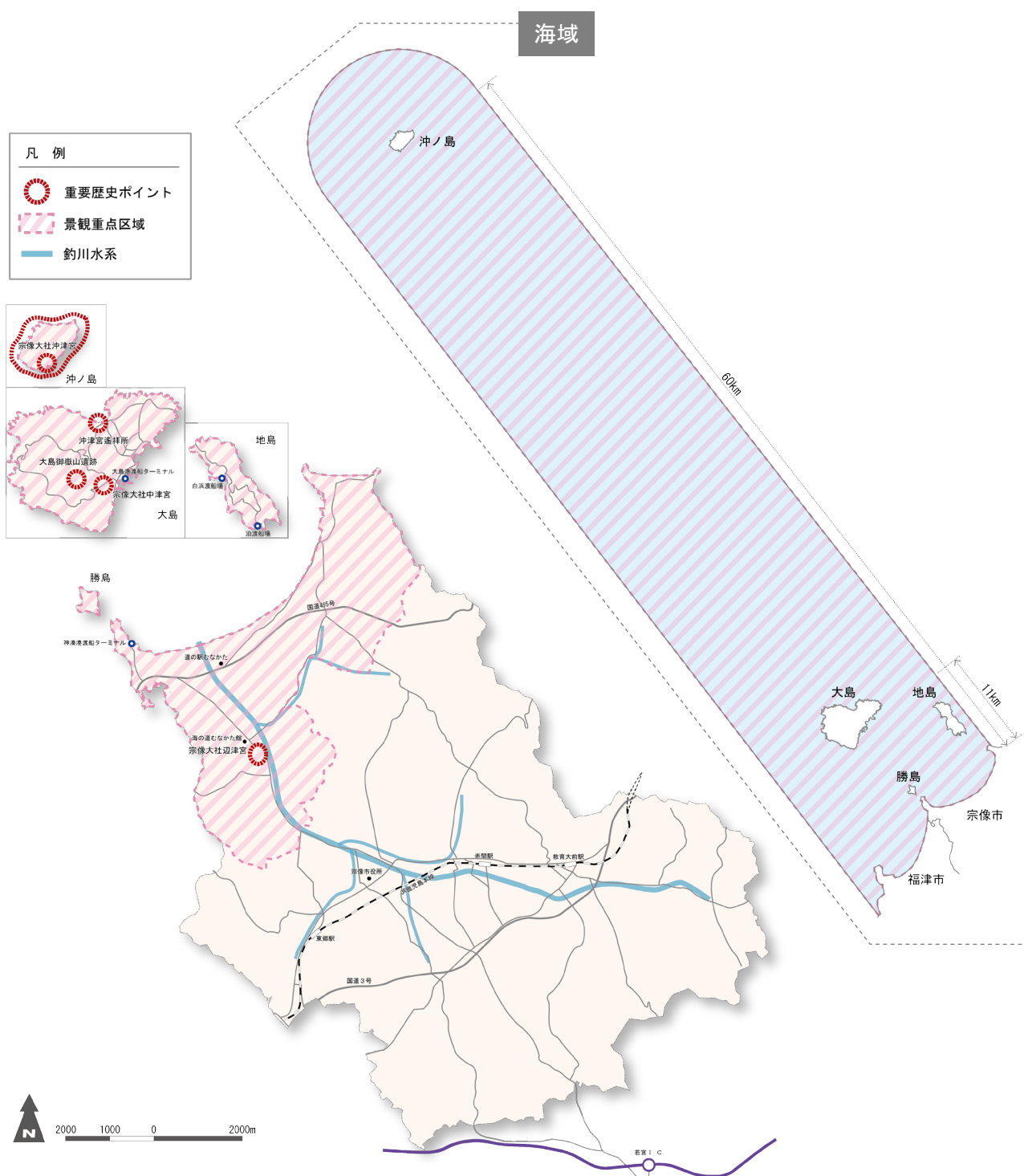
自由ヶ丘や日の里を始めとする低層住宅地においては、今まで守り育ててきた良好な住宅地景観が今後も阻害されることのないよう保全を図るとともに、市民が主体となって各地域の特性に応じた景観づくりに取り組むことができる環境を整え、質の高い住宅地景観が広がるまちを目指します。



■ 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産とその周辺の景観が調和するまち

景観重点区域

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産（重要歴史ポイント）周辺に広がる緩衝地帯のうち本土及び島しょ部を景観重点区域と位置づけ、世界遺産登録に向けた保全ルールに基づき、一体的な景観形成や構成資産である宗像大社辺津宮の高宮祭場や大島御嶽山展望台を視点場とした際の眺望景観に配慮し、重要歴史ポイントとその周辺の景観が調和するまちを目指します。



■ 自然景観と調和した沿道景観が形成されるまち

重要歴史・観光軸

歴史・観光軸

海岸・河川軸

若宮インターチェンジや東郷駅から宗像大社辺津宮周辺を通り、神湊港渡船ターミナルへと結ぶ道路や国道 495 号を歴史・観光軸、中でも辺津宮周辺から神湊港渡船ターミナルにかけての緩衝地帯（景観重点区域）内の道路については重要歴史・観光軸と位置づけ、市内外からの来訪者を導く現代版参道にふさわしい道中となるように、魅力的な沿道景観が形成されるまちを目指します。

また、道路と並行して流れる釣川水系を海岸・河川軸として歴史・観光軸と一体的に位置づけ、釣川をはじめとした周囲の自然景観と沿道景観が調和したまちを目指します。

■ 玄界灘をとりまく景観要素が息づくまち

歴史・観光軸

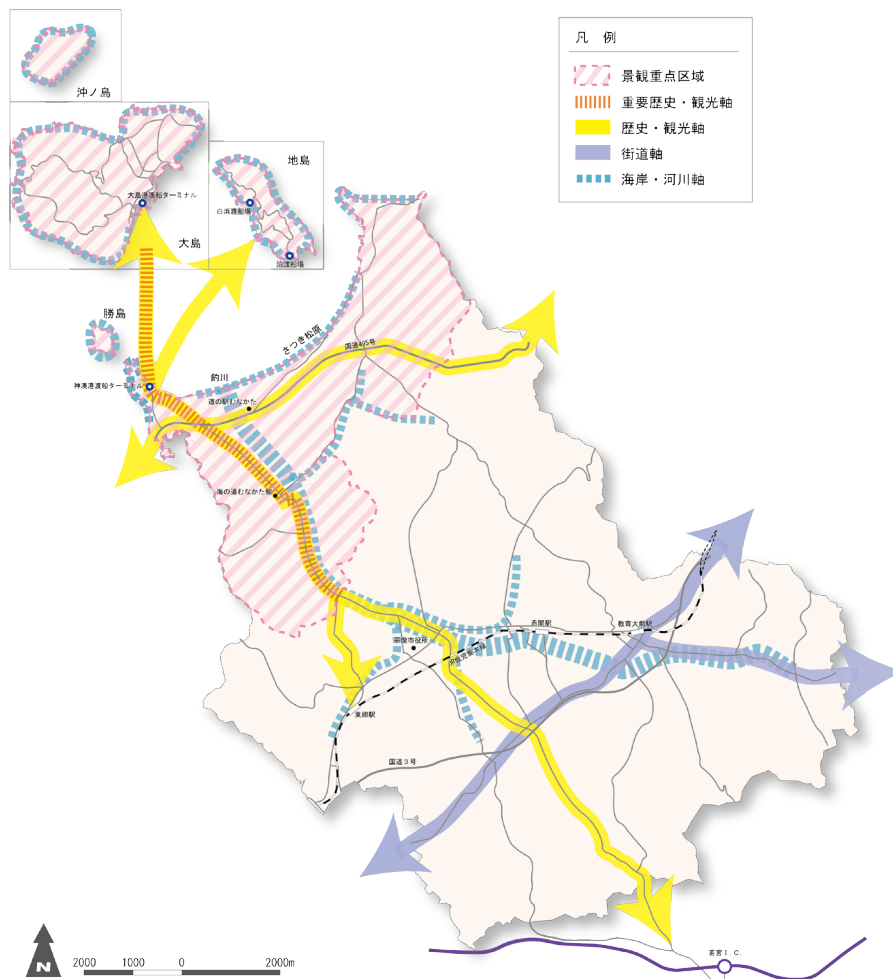
海岸・河川軸

神湊港渡船ターミナルから大島、地島につながる海路である「海の道」に関しても、歴史・観光軸として位置づけるとともに、島しょ部を含め玄界灘に面する自然海岸やさつき松原を海岸・河川軸として位置づけ、「海の道」の歴史的なつながりや周辺の自然景観、海側を視点場とした際の陸側の眺望景観に配慮し、玄界灘を取り巻く景観要素が息づくまちを目指します。

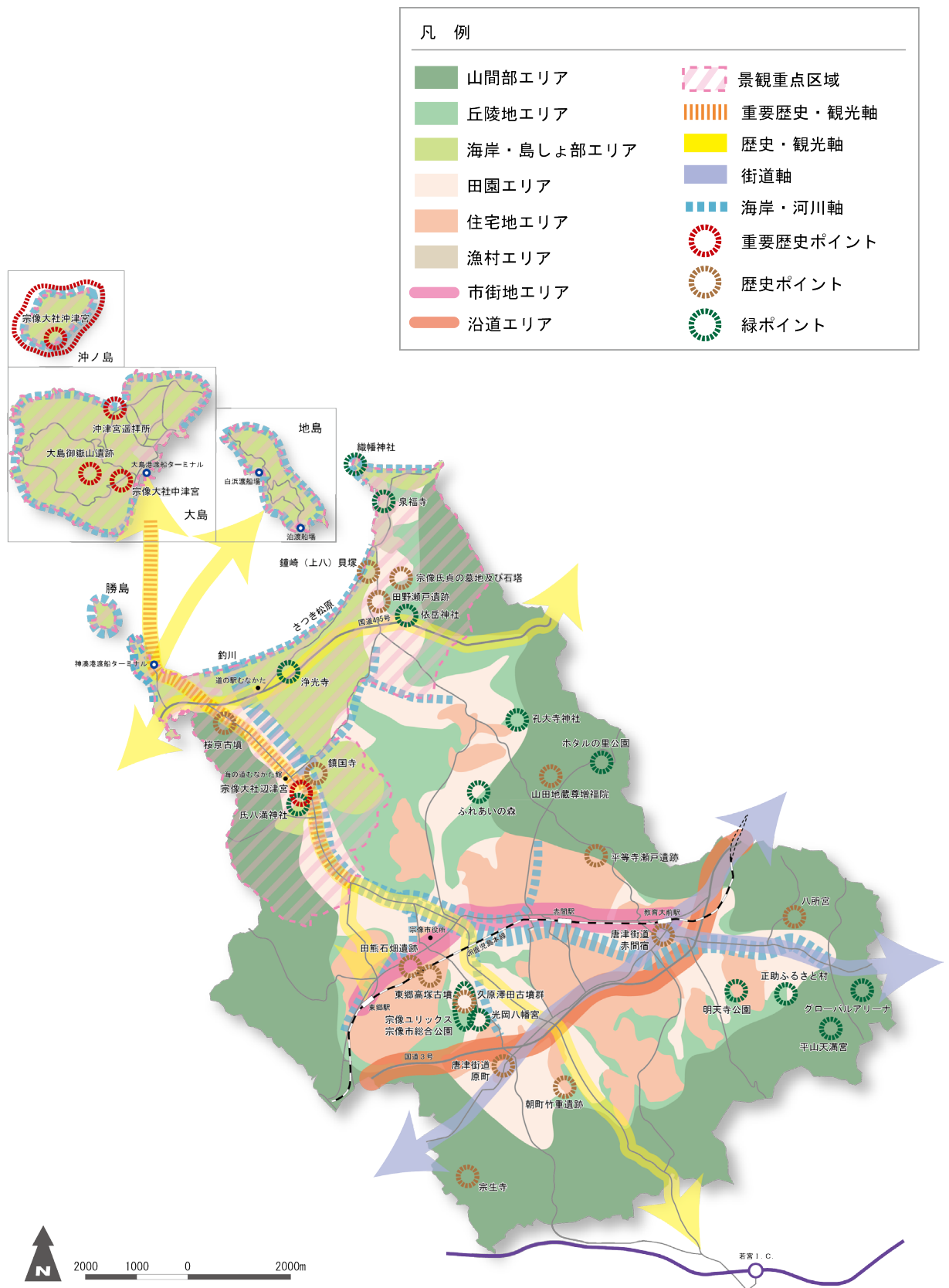
■ 旧唐津街道を中心につながりのある景観づくりが行われるまち

街道軸

旧唐津街道を中心とした道を街道軸として位置づけ、街道沿いの赤間宿や原町などを景観拠点として、それぞれの地域で景観に配慮したまちづくりを行うとともに街道沿い全体としてハード面、ソフト面の両方で景観上のつながりを生み出す仕掛けづくりを行い、旧唐津街道を中心につながりのある景観づくりが行われるまちを目指します。



■景観形成方針図



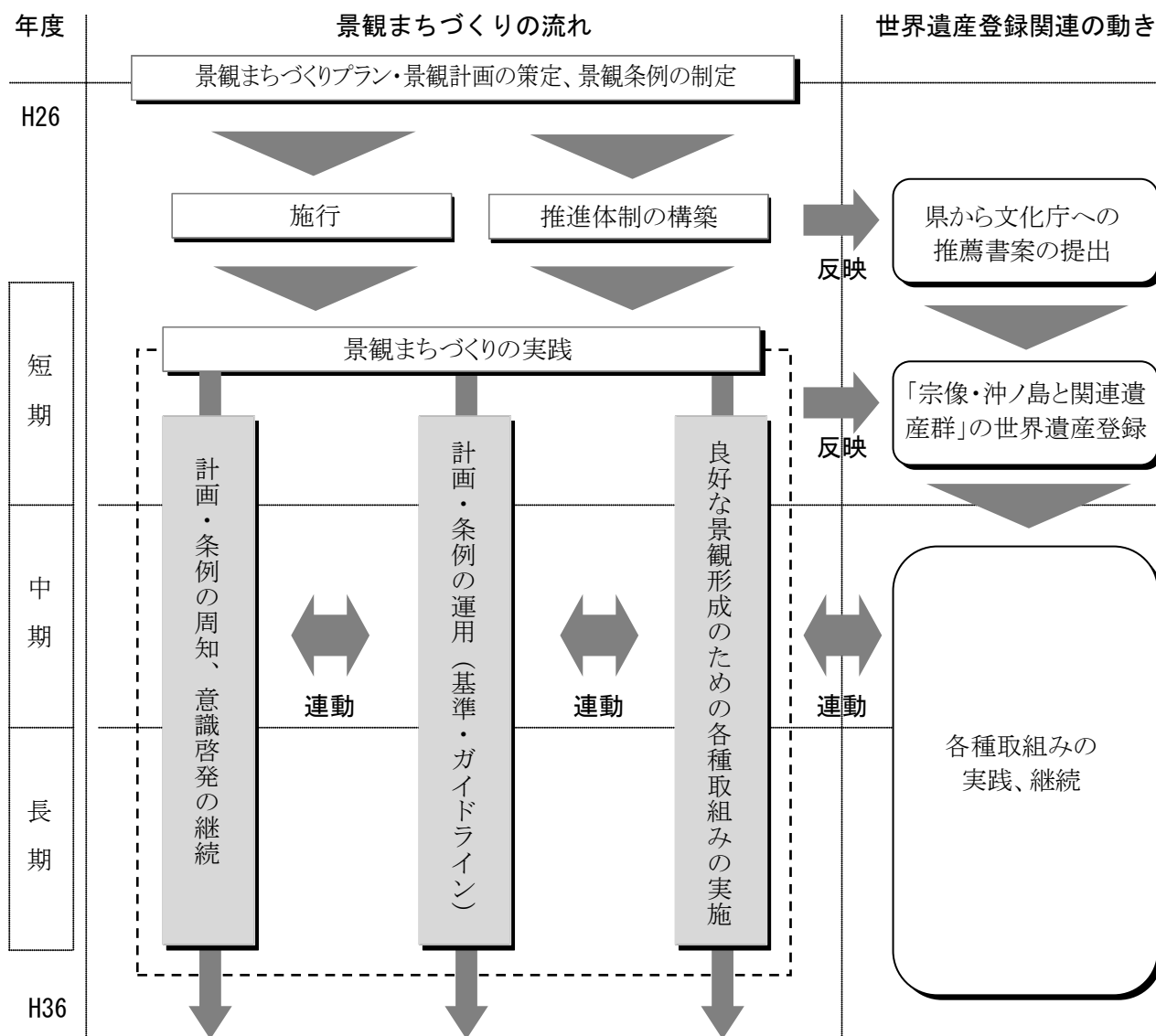
第4章 景観まちづくりの推進

1. 景観まちづくりの進め方

本プランの策定と併せて、良好な景観形成を実現するための具体的な基準などを定める景観計画・景観条例を制定するとともに、後述する推進体制を構築します。

これらの施行後は、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録の取組みとも連動させながら、景観まちづくりの推進方策に基づいて景観まちづくりを実践していきます。

■景観まちづくりの推進の流れ



2. 景観まちづくりの推進方策

本市の景観まちづくりは、市民（コミュニティ、市民活動団体）、事業者、行政等の多様な主体が担い手となり、各主体が協働で推進します。推進にあたっては、「①景観まちづくり活動への支援及び連携」、「②景観に関する情報提供・PR」、「③景観まちづくりの裾野を広げる普及・啓発」、「④景観まちづくりへの市民参画機会の提供」、「⑤産業振興と連携した景観まちづくり」を5つの柱として掲げ、各取組みを実施します。

① 景観まちづくり活動への支援及び連携

景観まちづくり推進協議会（仮称）を中心に、多様な主体が協働で話し合い、取組みを進めるとともに、景観まちづくりを進める市民や事業者、地域間での連携や情報共有のきっかけとなる場を提供します。

また、景観まちづくりに関する活動を主体的に実践している市民、事業者、地域等を行政が支援する仕組みをつくりまします。

さらに、街なみの修景など、各地域における景観整備に関する取組みを促進し、個性的で魅力ある景観づくりを行いやすい環境をつくりまします。

【具体的な取組み内容例】

- 景観まちづくり推進協議会（仮称）の設置、開催
- 景観まちづくりに関する専門家（アドバイザー）の派遣
- 景観まちづくりの相談・連携・支援窓口の設置
- 景観協定※、地区計画、建築協定等の仕組みの情報提供、活用支援
- 地域の景観整備に関する支援メニューの作成

※「景観協定」とは・・・建築物や工作物の形態意匠などの景観に関する事項を、地域住民が主体となって、地域の特性に応じたルールをつくることのできる制度

② 景観に関する情報提供・PR

本市の景観資源のことや身の回りの景観づくりのルールをわかりやすく伝えるツール等を作成し、情報を提供することにより、市民が景観について知る機会を増やまします。

また、各種景観資源を本市の個性、魅力として市内外にPRすることにより、本市の都市イメージの向上を図りまします。景観資源の魅力や背景にある物語を伝えるガイド人材の育成についても検討しまします。

【具体的な取組み内容例】

- 景観資源のデータベース化、景観資源マップの作成
- わかりやすい景観づくりガイドラインの作成
- 観光ボランティアガイドへの景観学習会の実施

③ 景観まちづくりの裾野を広げる普及・啓発

市民一人ひとりが景観を守り育てる一員としての意識を醸成するため、子どもの頃から景観に触れ、その大切さについて学ぶ機会を提供します。

また、市民が本市の景観の価値や存在意義を見つめ直し、景観まちづくりについて学ぶことができる場・機会を提供するとともに、その景観を阻害している行動への注意喚起や意識啓発のためのツール等を作成します。

【具体的な取組み内容例】

- 小中学校での景観教育
- 市民向け景観まちづくり勉強会の実施
- 景観の意識啓発チラシの作成（景観づくりガイドラインと一緒に作成）

④ 景観まちづくりへの市民参画機会の提供

市民の誰もが気軽に景観まちづくりに参画できるように、様々な機会を設け、一人ひとりのレベルや志向に応じた取組みを行います。

とくに、将来の景観まちづくりの中心となる子育て世代の参画を促すために、親子で楽しみながら景観について知り、学べる機会を提供します。

【具体的な取組み内容例】

- むなかた景観まち歩き、景観調査隊の実施
- むなかた景観写真コンテスト及び写真展の継続実施
- 景観ワークショップの継続実施
- （仮称）むなかた景観サポーター制度の構築、運営

⑤ 産業振興と連携した景観まちづくり

農業、漁業、商業などが本市の漁村や田園景観、賑わい景観を作り上げており、各産業を維持、育成することが、本市の景観を守ることにつながっています。しかし、その一方で、空き店舗や耕作放棄地の発生、施設の老朽化等に伴い、周辺の景観に影響を及ぼしている状況も見られます。現在の状況を良好な景観形成という視点で再評価し、そのあり方について事業者と行政及び事業者間で協議する場・機会を設けます。

また、本市の観光メニューとして、景観資源を活用する方策を検討し、これからの観光振興につなげます。

【具体的な取組み内容例】

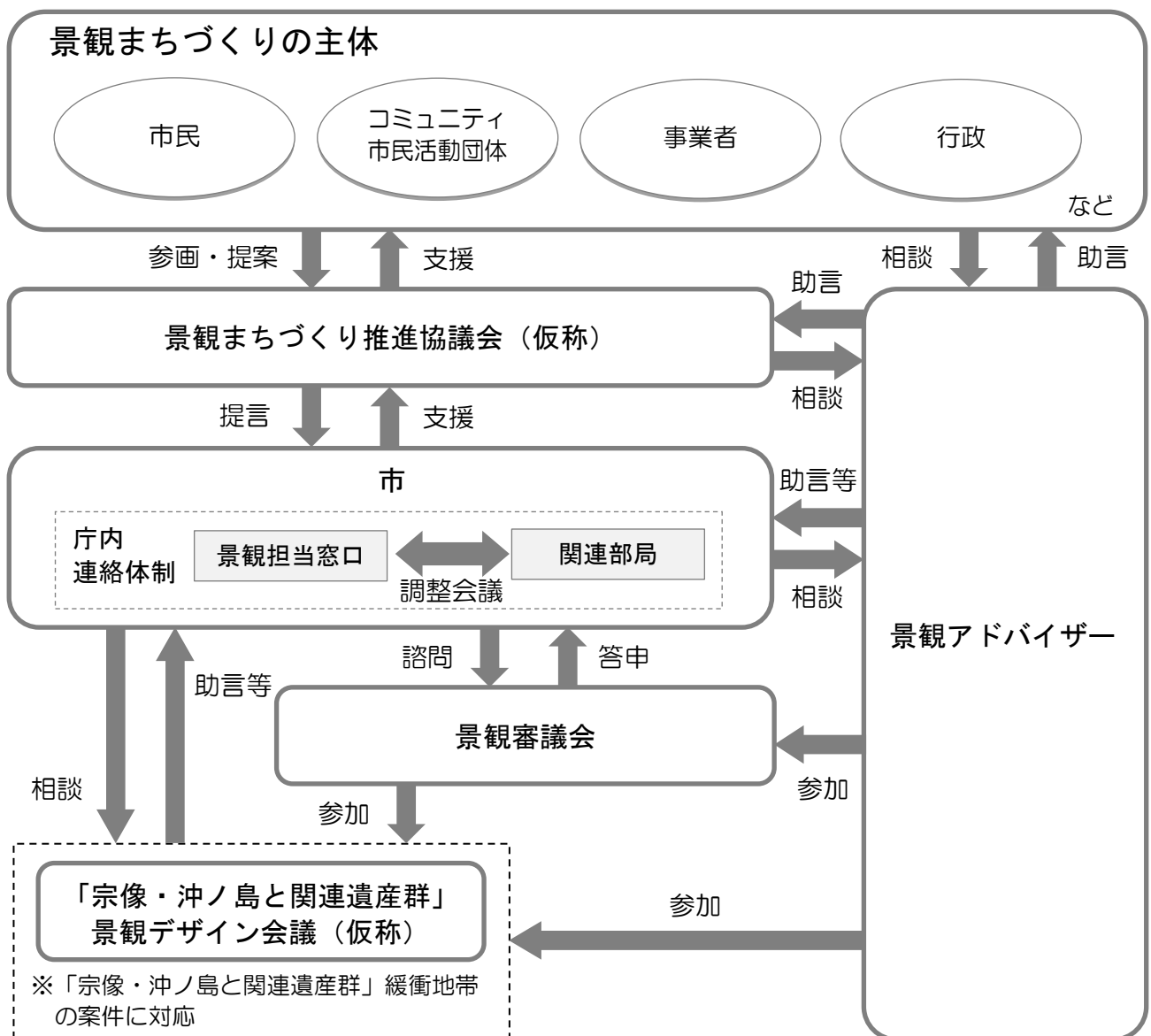
- 良好な景観形成のあり方について事業者と協議する場の設置
- 景観資源を活かした観光メニューづくり

3. 景観まちづくりの推進体制

各主体が単独で動くのではなく、各主体間で景観まちづくりのネットワークを形成することにより、連動しながら景観まちづくりにおける各種取組みを実践します。

市民や事業者を景観まちづくりの主体と位置づけた上で、その景観まちづくりを支援する行政内部の体制を強化します。併せて、景観まちづくりの主体間の協議・調整を行う「景観まちづくり推進協議会（仮称）」、プランの変更や景観形成の重要事項について調査、審議するための第三者機関である「景観審議会」、景観法に基づく届出・認定申請・許可申請に関する助言・指導等を行う「景観アドバイザー」、緩衝地帯に関わる公共施設の整備等に関する助言・指導を行う『宗像・沖ノ島と関連遺産群』景観デザイン会議（仮称）」を設置し、総合的かつ実効的な景観形成を図ります。

■推進体制図



宗像市景観まちづくりプラン

平成26年7月

宗像市都市建設部都市計画課

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL 0940-36-1484 FAX 0940-37-1242

URL : <http://www.city.munakata.lg.jp>